

別表 1. (1)サービス利用料金 (1日あたり・1割負担分)

介護保険対象(短期入所生活介護)サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用に係る自己負担額 (1割負担分)	個室	584円	652円	722円	790円	856円
	多床室	584円	652円	722円	790円	856円
②食費に係る自己負担額 (保険外) 負担段階別	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	上記以外の方	1,380円				
③居住費に係る自己負担額 (保険外) 負担段階別	第1段階	(個室)320円 (多床室) 0円				
	第2段階	(個室)420円 (多床室) 370円				
	第3段階	(個室)820円 (多床室) 370円				
	第4段階	(個室)1,150円 (多床室) 840円				
④自己負担合計 (①+②+③) 個室 負担段階別	第1段階	1,204円	1,272円	1,342円	1,410円	1,476円
	第2段階	1,394円	1,462円	1,532円	1,600円	1,666円
	第3段階	2,054円	2,122円	2,192円	2,260円	2,326円
	第4段階	3,114円	3,182円	3,252円	3,320円	3,386円
⑤自己負担合計 (①+②+③) 多床室 負担段階別	第1段階	884円	952円	1,022円	1,090円	1,156円
	第2段階	1,344円	1,412円	1,482円	1,550円	1,616円
	第3段階	1,604円	1,672円	1,742円	1,810円	1,876円
	第4段階	2,804円	2,872円	2,942円	3,010円	3,076円

平成30年4月1日現在

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費に係わる自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

(2)加算等となる介護保険対象サービス利用料金(1割負担分)

看護体制加算(Ⅲ)イ	12円	常勤看護師を1名以上配置し、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅳ)イ	23円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保し、且つ要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅰ)	4円	常勤看護師を1名以上配置している場合 (看護体制加算(Ⅲ)を算定しているときは算定しない)
看護体制加算(Ⅱ)	8円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保している場合 (看護体制加算(Ⅳ)を算定しているときは算定しない)
機能訓練指導体制	12円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練体制	56円	機能訓練指導員が居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し見直し等を行っている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	18円	常勤換算で介護福祉士の有資格者を全体の50%以上配置している場合
送迎加算	184円	施設送迎車両を利用する場合で、片道の料金
夜勤職員配置加算	15円	夜勤職員配置を基準より多く配置し、且つ夜勤時間帯に看護師を配置している場合
長期滞在者 に対する減算	1日につき △30円	長期間の利用者(自費利用などを挟み実質30日を超える利用者)について、所定単位数から減算を行う
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の 所定単位数 の8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つための措置を講じている場合

別表 3.

(1) サービス利用料金(1日あたり)2割負担分

介護保険対象(短期入所生活介護)サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用に係る自己負担額(2割負担分)	個室	1,168 円	1,304 円	1,444 円	1,580 円	1,712 円
	多床室	1,168 円	1,304 円	1,444 円	1,580 円	1,712 円
②食費に係る自己負担額(保険外)	第4段階	1,380円				
③居住費に係る自己負担額(保険外)	第4段階	(個室)1,150円		(多床室)840円		
④自己負担合計(①+②+③) 個室	第4段階	3,698 円	3,834 円	3,974 円	4,110 円	4,242 円
⑤自己負担合計(①+②+③) 多床室	第4段階	3,388 円	3,524 円	3,664 円	3,800 円	3,932 円

平成30年4月1日現在

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費に係わる自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

(2)加算等となる介護保険対象サービス利用料金(2割負担分)

看護体制加算(Ⅲ)イ	24円	常勤看護師を1名以上配置し、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅳ)イ	46円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保し、且つ要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅰ)	8円	常勤看護師を1名以上配置している場合 (看護体制加算(Ⅲ)を算定しているときは算定しない)
看護体制加算(Ⅱ)	16円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保している場合 (看護体制加算(Ⅳ)を算定しているときは算定しない)
機能訓練指導体制	24円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練体制	112円	機能訓練指導員が居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し見直し等を行っている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	36円	常勤換算で介護福祉士の有資格者を全体の50%以上配置している場合
送迎加算	368円	施設送迎車両を利用する場合で、片道の料金
夜勤職員配置加算	30円	夜勤職員配置を基準より多く配置し、且つ夜勤時間帯に看護師を配置している場合
長期滞在者 に対する減算	1日につき △60円	長期間の利用者(自費利用などを挟み実質30日を超える利用者)について、所定単位数から減算を行う
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の 所定単位数 の8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つための措置を講じている場合

別表2. (1) サービス利用料金 (1日あたり・1割負担分)

介護保険対象(介護予防短期入所生活介護)サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要支援1	要支援2
①サービス利用に係る自己負担額(1割負担分)	個室	437円	543円
	多床室	437円	543円
②食費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第1段階	300円	
	第2段階	390円	
	第3段階	650円	
	上記以外の方	1,380円	
③居住費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第1段階	(個室) 320円 (多床室) 0円	
	第2段階	(個室) 420円 (多床室)370円	
	第3段階	(個室) 820円 (多床室)370円	
	上記以外の方	(個室)1,150円 (多床室)840円	
④自己負担合計(①+②+③)個室負担段階別	第1段階	1,057円	1,163円
	第2段階	1,247円	1,353円
	第3段階	1,907円	2,013円
	上記以外の方	2,967円	3,073円
⑤自己負担合計(①+②+③)多床室負担段階別	第1段階	737円	843円
	第2段階	1,197円	1,303円
	第3段階	1,457円	1,563円
	上記以外の方	2,657円	2,763円

平成30年4月1日現在

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費に係わる自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

(2)加算等となる介護保険対象サービス利用料金(1日あたり・1割負担分)

機能訓練指導体制	12円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練体制	56円	機能訓練指導員が居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し見直しを行なっている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18円	常勤換算で介護福祉士の有資格者を全体の50%以上配置している場合
送迎加算	184円	施設送迎車両を利用する場合で、片道の料金
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の 所定単位数 の8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つためのものです。

* 事業所の体制変更、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。

別表4. (1)サービス利用料金(1日あたり・2割負担分)

介護保険対象(介護予防短期入所生活介護)サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要支援1	要支援2
①サービス利用に係る自己負担額(2割負担分)	個室	874円	1086円
	多床室	874円	1086円
②食費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第4段階	1,380円	
③居住費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第4段階	(個室)1,150円	(多床室)840円
④自己負担合計(①+②+③)個室負担段階別	第4段階	3,404円	3,616円
⑤自己負担合計(①+②+③)多床室負担段階別	第4段階	3,094円	3,306円

平成30年4月1日現在

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費に係わる自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

(2)加算等となる介護保険対象サービス利用料金(1日あたり・2割負担分)

機能訓練指導体制	24円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練体制	112円	機能訓練指導員が居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し見直しを行なっている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	36円	常勤換算で介護福祉士の有資格者を全体の50%以上配置している場合
送迎加算	368円	施設送迎車両を利用する場合で、片道の料金
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の 所定単位数 の8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つためのものです。

* 事業所の体制変更、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。